

平成23年度当初予算編成方針のポイント

平成22年10月
財 政 課

1 基本方針

- (1) 財政改革の着実な実行
- (2) 役割分担等を踏まえた施策の構築・県民の総力を挙げた実行
- (3) 骨格予算としての編成

- 拡大傾向にある収支不足の圧縮、基金取崩しに頼らない持続性のある財政構造への転換が喫緊の課題であり、本県財政の健全化の取組を次のステップにつなげる観点から、財政改革の着実な実行を最重要課題として取り組む。
- すべての事業について必要性や県の役割を検証し、事務事業を構築するとともに、ボランティアやNPO活動との連携・協働に取り組み、県民の総力を挙げた施策の推進によって、自立した行財政運営の実現を図る。
- なお、平成23年度当初予算は骨格予算として編成するが、編成作業としては、暫定的に通年予算として要求を受け、審査する。

2 歳入に関する事項

- (1) 税制改正など国の動向、経済情勢の推移等に留意の上、積極的な歳入確保に努力
- (2) 財政の健全性を確保するため、県債発行は抑制
- (3) 徹底的な見直しによる自主財源の確保

- 税制改正、経済情勢の推移等に十分留意し、適正な課税や徴収率の向上、滞納縮減、市町村との連携に取り組み、県税収入の確保に努める。
- 国の動向に留意し、地方交付税等の適正な見積り及び国庫支出金の確保に努める。
- 財政の健全性を確保するため、特例的な県債を除き、できる限り県債発行額を抑制する。
- 使用料及び手数料の見直し、財産収入・広告収入の確保等により、積極的に自主財源の確保を図る。
- 国の経済対策で設置した基金については、その有効な活用を図る。

3 歳出に関する事項

- (1) 義務的経費を含むすべての事務事業についてゼロベースから徹底した見直し
- (2) 財政改革の着実な実行の観点から、平成23年度についても予算要求限度額を設定。なお、今後、国における予算措置の状況や制度改正等の検討状況など、その動向等を見極めた上で、編成過程において適切に対応

○ 予算要求限度額

公共 事業費 (事務費 を含む)	補助公共事業費（交付金事業を含む。）	22年度当初予算額（県債充当前の一般財源額をいう。以下同じ）の90%以内
	県単独公共事業費（維持管理経費を除く。）	22年度当初予算額の95%以内
	直轄事業負担金（新直轄分を除く。）	
	県単独公共事業費（維持管理経費分）	所要額
	直轄事業負担金（新直轄分）	
公共 事業費 以外	庁舎等維持管理基本経費	22年度当初予算額の97%以内
	その他の経費（義務的経費等を除く。）	22年度当初予算額の75%以内
	新規・改善事業	事務事業の見直しの実績等を踏まえ配分する要求枠の範囲内。

○ 留意点

- ・ 人件費の抑制、物件費等の節約、公共事業のコスト縮減、県単独補助金の見直し等により歳出削減を図る。
- ・ 県単独補助金については、補助の目的や効果、交付の規模、実施期間等の観点から、ゼロベースからの徹底的な見直しを行う。なお、見直しに当たっては、関係団体への十分な説明を行う。
- ・ すべての事務事業について、国、県、市町村及び県民のそれぞれの役割を的確に判断し、責任分野と負担区分の明確化を図る。
- ・ 職員一人ひとりが徹底したコスト意識を持って経費節減を図るとともに、予算措置を伴わない「ゼロ予算施策」も積極的に推進する。
- ・ 不適正な事務処理の再発防止策を確実に実行するため、需用費や備品購入費等の適正な積算等のほか、「調整事務費」及び「メリットシステム」の活用を図る。
- ・ 予算編成過程の透明性を向上させる観点から、引き続き、予算の要求状況等の公表のあり方について検討する。
- ・ 財政健全化法の趣旨を踏まえ、一般会計のみならず、特別会計、公営企業会計、公社、第三セクターまで含めた県全体としての財政状況に留意する。

(参考) 今後の日程（予定）

11月9日	……	各部要求書締切
1月中旬	……	総務部長査定
1月下旬	……	新知事予算案（骨格）協議